

令和7年度 第2回 十日町市上下水道事業審議会 議事録

日 時 令和7年8月5日(火) 14:45～16:35

会 場 十日町市役所防災庁舎 大会議室

【出席委員】小松俊哉委員(会長) ほか10名(学識経験者4名、利用者代表7名)

【事務局】 十日町市上下水道局上下水道課 8名、有限責任監査法人トーマツ 2名

【傍聴】 6名

【報道機関】なし

1 開会

- 審議会委員12名中11名が出席。審議会規定により本会議が成立することを報告

2 管理者あいさつ

《上下水道局長》

前回の審議会においては、当市の喫緊の課題である下水道使用料の在り方について諮問させていただき、使用料に関する国の基準やマニュアルに照らした中で、当市の下水道事業の厳しい経営状況についても説明した。

今回は、使用料を改定する場合の改定率について議論を深めるため、地方公営企業の本旨である独立採算を図るパターンと、国の基準を満たす中で可能な限りの負担軽減を図るパターンの、2つの改定率について細かく解説する。将来にわたり持続可能で安定した下水道事業がこれからも継続できるよう、委員の皆さまからはそれぞれのお立場から忌憚の無いご意見を頂戴したい。

3 報告事項

(1) 第1回の経過報告

- 説明資料

- ・【第1回十日町市上下水道事業審議会 議事録(ダイジェスト版)】
- ・【第1回十日町市上下水道事業審議会 議事録(全文版)】

- 説明要点

議事録を第1回の経過報告に代えさせていただく。

(2) 第1回審議会での保留事項について

●説明資料

- ・【当日資料1：第1回審議会での保留事項について（下水処理センター説明資料）】
- ・【当日資料2：下水処理センター施設見学について（ご案内）】

●説明要点

- ・下水処理センターの施設設備・汚水処理の流れについて、図面及び写真により説明
- ・耐震化事業、耐水化事業、改築更新事業の内容について、図面及び写真により説明
- ・市内工業団地における下水処理状況について説明
- ・新規工場進出する場合の下水道接続状況について説明（過去5年間では3件の新規工場進出があったが、いずれも公共下水道区域外であったため独自で浄化槽を設置している。なお区域内であれば原則公共下水道へのつなぎ込みをお願いする。）
- ・委員向け下水処理センター施設見学の開催案内（8月28日予定）

●意見等

《A 委員》

下水処理センターでは、下水の汚れ、例えばBOD（生物化学的酸素要求量）などはどのくらい除去されるのか。

《事務局》

下水処理センターでは、BODについては、1リットルあたり230ミリグラムで流入し、それを下水処理して、1リットルあたり15ミリグラムまで減少させて放流している。

《B 委員》

前回はダウンサイジングの検討等の話が出ていたが、現状の設備の処理能力に対してどれくらいの量を処理できているのか。

《事務局》

下水処理センターの計画処理能力が1日25,400トンに対して、現在は約2分の1の稼働である。今後の人口減少なども踏まえた上で計画的に改築更新、ダウンサイジングを順次実施していく。

6 審議事項

(1) 下水道事業財政シミュレーションについて（改定しない場合）

●説明資料

- ・【資料 1：第 2 回十日町市上下水道事業審議会資料】

●説明要点

- ・公営企業会計と下水道事業を考える上での前提知識を解説
- ・下水道使用料を改定しない場合の将来シミュレーションを解説
- ・人口減にともなう有収水量の減により、下水道使用料収入も減少していく。
(＜使用料収入＞R6:7 億 8 千万円⇒R18:6 億 4 千万円(▲1 億 4 千万円))
- ・赤字補填を受けない場合、令和 9 年度には資金残高がゼロとなる。
- ・経費回収率は、令和 8 年度(77.5%)には基準となる 80%を下回り、以降逡減していく。

●意見等

《C 委員》

汚水処理量が水道を使う人口が減ることによって使用料収入が減少していくのは分かるが、汚水処理費が年々上昇する理由を教えてほしい。

《事務局》

2 つ要因がある。大きくは物価上昇で、昨今の大幅な上昇率で見込んでいる。また、改築更新などの建設改良を継続するため、減価償却費が少し増えていつている。

《D 委員》

9 ページの有収水量及び人口の推移は、十日町市の推計でよいのか。また、標題は下水道事業となっているが、実際には農業集落排水事業や合併処理浄化槽事業を合わせた推計となっているのか。

《事務局》

十日町市の推計であり、下水処理をする事業全てを合算したものになっている。

《D 委員》

十日町市は、汚水処理人口普及率がかなり高かったと思うが、それは今後も同じくらいの見通しで推計しているのか。

《事務局》

十日町市の汚水処理人口普及率は 95.5%であり、今後も同じ見通しで推計している。

(2) 使用料の改定率について（改定する場合）

●説明資料

- ・【資料 1：第 2 回十日町市上下水道事業審議会資料】
- ・【資料 1 (別紙)追記：投資財政計画（財政シミュレーション詳細）】

●説明要点

- ・改定する場合に想定されるパターンの 2 つとして

＜パターン①＞ 算定期間中の赤字補填をゼロにするパターン…改定率37.1%

＜パターン②＞ 算定期間中の経費回収率80%以上を維持するパターン…改定率24.5%
を説明

＜パターン①＞改定率37.1%

◆一般家庭を想定した使用者への影響

一ヶ月20m³の使用料目安（税抜き）…4,181円（現在の使用料から+1,131円）

◆算定期間中の赤字補填ゼロ

◆算定期間中の経費回収率は80%以上

＜パターン②＞改定率24.5%

◆一般家庭を想定した使用者への影響

一ヶ月20m³の使用料目安（税抜き）…3,797円（現在の使用料から+747円）

◆算定期間中の赤字補填を毎年 8 千万円に抑制

◆算定期間中の経費回収率は80%以上

- ・上記パターンの改定によって、算定期間中において、

▼使用料対象経費のうち維持管理費全額を使用料で賄えること

▼経費回収率80%以上

▼資金ショートを起こさないための最低限の運転資金 1 億円の維持
を達成できることを説明

●意見等

《E 委員》

少量使用者や一般家庭の使用料目安は提示いただいたが、下水道使用料は累進制の料金体系となっているため、例えば小規模事業者、中小企業、大企業などの大口利用者への影響額がどのくらいになるのか教えてほしい。

《事務局》

税込みの比較となるが、月 200 m³の場合では、パターン①だと月 1 万 5 千円ほどの値上がり、パターン②だと月 1 万円ほどの値上がりとなる。月 500 m³の場合では、パターン①だと月 4 万円ほどの値上がり、パターン②だと月 2 万 7 千円ほどの値上がりとなる。月 2,000 m³の場合では、パターン①だと月 16 万円ほどの値上がり、パターン②だと月 10 万 8 千円ほどの値上がりとなる試算である。次回、図表にして提示する。

《F 委員》

今ほど下水道使用料の料金体系の話で、何か事務局の方である程度の改定率のパターンが 2 つあって、それによって導き出されたトータルの収入増の見込みだということで説明されたが、本来であれば小口使用者や大口使用者といった、どの使用者区分をどれくらい値上げするのかといったところの体系の中身の素案が示されて、それについて意見をいただいて、皆で審議するようなイメージでいた。そういう審議はする予定はあるか。

《事務局》

まず、国の基準などに基づいて全体の改定率として 2 パターンを今回提示したが、当然これにこだわるわけではなく、例えばこの中間ぐらいの改定率でどうか、などのご意見があれば、その審議の状況に合わせた改定率というのを提案して審議を深めていただく予定である。

また、料金体系の部分は、今回の審議会の答申すべき事項というふうには捉えていない。あくまで①改定が必要かどうかという部分、それから②全体の改定率はこのぐらいが適切か、というところを答申いただければと思う。

もちろん、料金体系において今 F 委員がおっしゃったような部分のご意見、ご指摘もあろうかと思うので、それは答申の中で付帯意見という形で取りまとめをして、後の事務局で行う最終的な料金改定の貴重なご意見とさせていただく。

《G 委員》

先ほどのご説明では、使用量規模が大きいほど、若干改定率が高いような感じがしたが、現状と同じ中での試算ということでよろしいか。

《事務局》

あくまで現状の料金体系に基づいて、改定率を一律に乗じたら、こうなったというイメージの話である。もちろん、従量料金の部分が今と異なってくれば、そこは当然値上がりの幅というのも変わることになる。

《G 委員》

いずれも附帯意見として、審議会で答申することも可能ということか。

《事務局》

その通りである。

《H 委員》

今、改定率案を 2 パターンお示しいただいたが、下水道協会としては、やはり独立採算、下水道事業の持続的な運営をしていくためには、パターン①が基本ではないかと考えている。ただ、ご覧の通り値上げ幅が非常に大きく、市民負担または企業様の負担が大きく増えるため、こういった形に落ち着かせるかというのは市の判断なのかなと考えている。

その中で一つ、やはりあまりにも改定幅が大きいというところが気になるのだが、経費回収率 100%を目指す①のパターンにおいて、繰出基準内の分流式下水道の経費を繰入れすれば、そんなに値上がりしないのではないかなと思うが、そのあたりの考え方はどのように整理されたか教えていただきたい。

《事務局》

分流式下水道の経費は、満額繰入れした状態で今回推計をしている。

《H 委員》

念のため確認いただきたいのだが、適正な使用料単価を超えた部分の資本費については、ほぼ一般会計から繰入金をルール上もらえるはずで、さらに一般会計に国から交付税措置がされるので、それほど損しない形がとれるのかなと思っている。

それが一ヶ月 20 m³ 3,000 円という目安だと思うが、今 4,000 円を超えているような改定案になっているため、改定幅が大きすぎるのではないかなと思っている。

《事務局》

次回の説明とさせていただく。

《I 委員》

以前、水道料金が 39%上がった際、市報等で市民の方に周知したと思うが、そのとき市民から意見などはあったのか。また、料金が上がったことによって収納率が下がったり、未納が多くなったりしたことはあったのか。それと水道料金を 39%上げるときに、2 段階（19%と 20%）に分けたが、下水道料金についてもそのような段階的に上げるというやり方は可能か。

《事務局》

まず、水道料金の値上げについては市民の皆様からご協力いただき、予定どおり進捗したところであるが、料金が上がったことに対しては、水道料金がちょっと高くなったねというような確認のお問合せはあったが、批判的なご意見というのは多くなく、むしろ水道事業は大変だねという好意的なご意見をいただき、大変ありがたいと思っている。

また、収納率は99%を若干下回るぐらいで、料金改定前後横ばいで推移しているため、収納率への大きな影響はなかったと捉えている。

段階的な引上げが可能かどうかは、水道料金改定も段階的な値上げを実施したため、技術的には可能である。ただ、今回提案したパターン②の経費回収率80%のパターンは、将来的に赤字補填をゼロにするパターン①へのつなぎみtainな意味合いもあるため、このパターン②自体が段階的な値上げであるという考え方もできていると思っている。

《J 委員》

水道料金の改定の時にも審議委員として参加していた。水道施設が老朽化していて、今から対策をしていかなければ、子供たちや孫たちに負の財産を残すことになるということで、値上げせざるを得ないという考えで賛成した。当時、審議委員ではなかった方もいらっしゃるのので改めて補足させていただく。

《K 委員》

値上げをする原因として、人口減、物価高、減価償却の3つが要因であろうということだが、資料1の10ページと11ページを見ると、人口減による使用料収入の減少が例えば令和7年と令和8年を比べると▲5千万円くらいに対し、資金残高の減少が令和7年と令和8年を比べると▲4億円くらいとなっている。人口減および物価高の要因に対して、あまりにも資金残高の減りが大きいように感じるが、これは減価償却が大きいという理解でよいのか。

《事務局》

まず、資料1の11ページは赤字補填をもらわない前提の資料となっている。

下水道事業は面的に一齐に整備した時に、多額の借金をしており、その借金の償還が多額な状況が、令和11年度、令和12年度くらいまで続く。それが資金残高を減らす大きな要因の一つでもある。

さらに、資料1（別紙）追記の④の行を見ていただくと、一番左の令和6年度末は資金残高が5億4千万円ほどあるが、まず大前提として、使用料の改定率をできるだけ抑えるた

め、その資金残高を最低限の 1 億円に持っていくという狙いがある。本来 5 億円ぐらいの資金残高で安全運転を目指すのであれば、料金改定率はもう少し上がることになるが、そうはせずに最低限の運転資金で、この算定期間を乗り切ろうという算段であり、資金残高をまず令和 7 年度、令和 8 年度で使用料に変えて消費した中で、令和 9 年度以降は 1 億円をキープする動きを採るため急に激減している。

(3) 次回審議会に向けた意見の整理

●説明資料

- ・【資料 2：次回審議会に向けた意見の整理】

●説明要点

- ・答申事項に対する、各委員の現時点での意見の確認

●意見等

《L 委員》

個人的な感触ではあるが、今後の安定した下水道運営を考えると、改定なしはあり得ないと思う。パターン 1、パターン 2 で言うと、やはりパターン 1 は改定率が非常に高いというイメージで市民に大きな負担を与えてしまうため、パターン 2 の改定率 24.5%で進めていくのがよろしいのではないかという印象である。

《M 委員》

個人的な意見であるが、次の世代、次の次の世代に、大きな負担を残してはいけないということは強く思っている。前回と今回で詳しい説明をいただいたので、改定の必要性を認めたいと思う。H 委員様からご指摘のあった部分をよく精査してもう一度シミュレーションしていただき、できる限り一般家庭それから中・大口利用者に対して、大きな負担にならないような方向性でぜひお願いしたい。

合併以降、一度も料金改定がないこと自体が、いかがなものかというふうに思っている。今、どの企業も価格転嫁ということを、国を挙げてやっているし、企業公営会計においても同様と認識している。

《事務局》

H 委員様からのご指摘の部分を精査した中で、また改定率をできる限り抑えるようにというところだが、一般会計から正々堂々ともらえる繰入金については、最大限もらえるようなシミュレーションになっている。次回、しっかり回答させていただくが、パターンごとの改定率は変わらないと思われる。

《N 委員》

公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、市町村設置型の浄化槽を全部ひっくるめて試算されていると思われる。その中で公共下水道は、分流式下水道に要する経費という一般会計から正々堂々ともらえる繰入金を得れば、経費回収率は 100%になると思う。おそらく公共下水道の黒字を、他の下水道事業の赤字に補填しているため、そういう計算になっているのだと思われる。最大限、基準内繰入金を得た上で、市としてどうするのかを念のためもう一度確認していただきたい。

《O 委員》

今、非常に物価が高くなっており、消費者は非常に苦しい立場である。この上下水道料金も、一気に上げると生活に支障をきたすと思う。何でも値上がりして大変な時期になってきているため、市民に負担をかけないような改定をしたい。

《P 委員》

料金改定の必要性というのは、非常に細かく説明していただいて、それに対しては、これはもうやってもらって、しっかり事業を継続してもらわないといけないという感触は、非常に受けましたが、値上げ金額を聞いた感触としては、困るなという感触を率直に受けた。ただ、これを上げないでおいても、もちろん困るしという、非常にもやもやした感覚を持っているのが実際である。では、どうしたらいいかというのを考えると、できる限り、急激な値上げをせずに、何とか事業を継続できるような方法を、いろんな策を取りながらやっていただきたいというのが、今の段階での率直な意見である。

《Q 委員》

改定の必要性については、今ほどの説明を聞くと、もうこれは必要であると思います。ただ水道料金のときも、パターン①にしますか、パターン②にしますか、あるいはしないとか、そういう選択肢があったのかどうか。それと先ほど 2 段階に上げるというのは、このパターン①の場合しか適用できないようなことをおっしゃったような気がするが、一般家庭のこの数字を見ると、パターン①にして、2 段階にしてあげたほうがいいのかと、非常に迷っているところです。

《事務局》

水道料金の改定の際もパターンの提示はありました。上水会計と簡水会計がそれぞれ独立して黒字にする場合は、改定率が 69% ぐらい必要であったため、それぞれ独立して黒字にす

るのではなくて、両方の会計を合わせて黒字になればいいのではないか、その場合は 39%でいけるかどうかという選択を、委員の皆さまには提示させていただいたと記憶している。

段階的な値上げについては、パターン②を取った場合は、何年後かに検討をしっかりとした上で、最終的にパターン①に持っていくということになり、そこがそもそも段階的と言えるのではないかと説明をさせていただいた。もちろんパターン②を選択した上で、さらに段階的ということも技術的には可能であり、もしそういったご意見があればいただきたい。

《R 委員》

個人的な意見ということで申し上げますと、やはり改定の必要性はどうしてもあるだろうところだが、それと全国的にもいろいろな事故が起こっている中で、やはり負の財産を残しておくわけにはいかない、という選択はしていかななくてはいけないと思っている。ただ、どれくらいの上げ幅にするかというところは、これから十分議論をする中で決めていく、それからやり方についても決めていく、ということが今の方向性かなと思う。

それと、非常に十日町市全体の人口が減る中で、下水道の費用だけを考えるのではなく、十日町市の中で下水道事業をどういうふうに考えていくかということも、違う観点で考えていったほうがいいのかというふうに感じている。

《S 委員》

やはり最近下水道に関する事故が非常に多く、八潮市の道路陥没事故は今も復旧されていないようであるし、つい数日前にはマンホールで 4 人の作業の方が、硫化水素中毒で亡くなるという事故が起きているため、そういった負の遺産を残さないためにも、やはり下水道経営をより安定させて、将来的な経費に対応していくためには、料金改定もやむを得ないかというふうに思う。

7 その他

●第 3 回上下水道事業審議会開催日時 令和 7 年 8 月 28 日（木）14：45～

【内容】

- ・これまでの審議を踏まえた意見の整理
- ・料金体系に関する情報提供

（資料は事前送付する）

●第 4 回上下水道事業審議会開催日時 令和 7 年 10 月 8 日（水）

●第 5 回上下水道事業審議会開催日時 令和 7 年 11 月 7 日（金）